

報道関係者各位

2012 年 9 月 3 日

株式会社 ゆうちょ銀行

新規業務の認可申請について

株式会社ゆうちょ銀行（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 井澤 吉幸）は本日、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第110条第1項の規定に基づき、金融庁長官及び総務大臣に対し、個人に対する資金の貸付け等を内容とする新規業務について、認可申請を行いました。

これらの業務は、お客様の利便性向上を図る観点や当行の経営の安定のために是非とも必要であることから、関係者の御理解を賜り、早期の認可を希望しております。

○今回認可申請を行った業務

- ・ 個人向け貸付け（参考1）
- ・ 損害保険募集（参考2）
- ・ 法人向け貸付け（参考3）

【報道関係の方のお問い合わせ先】

株式会社 ゆうちょ銀行

コーポレートスタッフ部門広報部（報道担当）

電 話：03-3504-4440（直通）

FAX：03-3580-6799

○個人向け貸付けの基本的事項

項 目	概 要
開 始 時 期	2013 年 4 月（予定）
申 請 の 範 囲	個人向け貸付け
態 勢 整 備	既存の媒介業務の態勢を活用して実施。 媒介業務から変更が生じる点を中心に体制整備を行う。
融 資 対 象	媒介業務から引き継いで、個人事業主、女性、シニア層等顧客属性を意識した対象を基本としつつ、工夫を加えていく。
実 施 組 織	媒介業務で構築してきた基盤を基本として、融資実行、初期督促、審査等を行う組織を整備。 ⇒態勢整備状況を踏まえつつ、順次拡大
商 品	住宅ローン・目的別ローン・カードローン等 ※別紙参照

○損害保険募集の基本的事項

項 目	概 要
開 始 時 期	2013 年 4 月（予定）
申 請 の 範 囲	損害保険募集業務（住宅ローンに伴う火災保険）
態 勢 整 備	個人向け貸付業務の態勢を活用して実施。 損害保険の募集業務に必要な体制整備を行う。
契 約 対 象	住宅ローンを利用する個人
実 施 組 織	個人向け貸付業務の実施組織を基本として、火災保険の見積書作成、勧誘活動、契約締結等を行う体制を整備。
商 品	住宅ローンに伴う長期火災保険

○法人等向け貸付けの基本的事項

項 目	概 要
開 始 時 期	2013 年 4 月（予定）
申 請 の 範 囲	相対による法人等向け貸付け 及び 手形割引
態 勢 整 備	既存のシンジケートローンの態勢を活用・準用して実施する。 シンジケートローンの業務から変更が生じる点を中心に体制を整備。
融 資 対 象	開始当初は以下を想定。開始後、漸進的に拡大。 ・上場企業等 ※シンジケートローンでお取引をしているような企業を念頭。 ・中小企業（例：ふるさと小包事業者） ※従来融資を得にくかったような企業についても工夫
実 施 組 織	本社内に融資部門（融資部）設置。 開始当初は本社のみで実施
商 品	当面、証書貸付け等の現在シンジケートローンで取扱っているものと同種の商品で実施。 システム等の整備に併せ、手形貸付・手形割引、当座貸越も実施。

(別紙)

個人向け貸付けの商品イメージ

■住宅ローンの例

主なお客さま属性・ニーズ	説明
個 人 事 業 主	個人事業主、高齢者、独身女性等のお客さまの属性に応じた独自の商品設計
ア ク テ ィ ブ シ ニ ア	
働 く 女 性	
転 職 者	
サ ラ リ ー マ ン	定型的商品
長 期 固 定	フラット

■無担保ローンの例

カ ー ド ロ ー ン	急な資金ニーズに対応
目 的 別 ロ ー ン	教育、自動車などの資金ニーズに対応